

母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書交付
兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書交付

横浜市 長

初めて申請される
ときは「新規」に
丸をしてください。

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、

■ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の適用者(※裏面参照)であること
についての証明を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、私は、次の2点

- 当該証明書の交付を受け、横浜市が申請したとき、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者(※裏面参照)であることを証明し、日常生活支援事業の利用に関する情報提供及び区役所への相談状況の照会
- 本事業の適正な実施のために必要な事項を照会し、日常生活支援事業の利用に関する情報提供及び区役所への相談状況の照会

12桁のマイナンバー
を記入してください。

書等の交付を申請します。

家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、上記の個人情報による受給情報、児童扶養手当受給状況)の照会を行うこと
し、日常生活支援事業の利用に関する情報提供及び区役所への

※太枠内をご記入ください。

個人番号 (マイナンバー)	1234-4567-8901		申請日	令和 ○年 ○月 ○日
ふりがな 申請者氏名	よこはま はなこ 横浜 花子	住所	(〒 231-0005) 神奈川県横浜市中区本町6-50-10	
生年月日	昭和 平成 ○○年 ○○月 ○○日	母子、父子、 寡婦の法律で の規定は、申 請書2枚目に 記載されてい ます。	90-123	過去に本事業の 利用経験がある 方は特に、現在 の生活状況につ いてなるべく詳 細に記載してく ださい。
ひとり親家庭 の類型(1) 該当する欄にレ点	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子 ※母子・父子:20歳未満の児童を扶養している方	現在の生活状況等を差支えない範囲で記	庭の母であって	
支援を希望する理由				
お子さんの状況	ふりがな 氏名	生年月日	保育所 (幼稚園)	
	よこはま たろう 横浜 太郎	平成○年 ○月 ○日	○○小学校 1年生	
	よこはま じろう 横浜 次郎	令和○年 ○月 ○日	○○保育園	
		年 月 日		

※必ず「ふりがな」を
お願いします。
※欄が足りない場合は
申請書を2枚お使いくだ
さい。

添付書類	(1) 全員 (必須)	次のア及びイの2点 ア 申請者本人の個人番号カード(両面)または通知カード(表面)のコピー イ 世帯全員の住民票の写し(原本) ※個人番号の記載は不要です。 ※本籍、世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。 ※申請日から1か月以内のものを添付してください。
	児童扶養手当の 認定を受けてい て、所得超過で 支給停止になっ ている方は、ご 提出不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 添付書類(1)アが通知カードのコピーの場合 次のアからオのいずれか1点(写真が入ったページ)のコピー ア 運転免許証 イ パスポート ウ 身体障害者手帳 エ 精神障害者福祉保健手帳 オ 在留カード又は特別永住者証 または次のカからケのいずれか2点のコピー カ 国民健康保険証 キ 健康保険証 ク 国民年金手帳 ケ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ● 申請日現在、児童扶養手当を受給していない場合 次のアまたはイのいずれか1点 ア 当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項 イ 当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍謄本(原 ※申請日から1か月以内のものを添付してください。

マイナンバー通知
カードのコピー又
はマイナンバー入
りの住民票をご提
出の方は、本人確
認書類として追加
でご提出ください。

※本様式は、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業についてのみ使用いたします。
個人番号を情報提供することはありません。

※参考 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 抜粋

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。